

国立大学法人島根大学、一般社団法人島根県測量設計業協会、及び
中国地質調査業協会島根県支部との包括的連携に関する協定書

国立大学法人島根大学、一般社団法人島根県測量設計業協会、及び中国地質調査業協会島根県支部（以下、総称して「協定者」といい、個別に「各協定者」という。）は、県民の安全・安心・便利な生活環境及び経済活動基盤の維持・構築、ひいては持続可能な地域社会の実現に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、協定者が包括的な連携・協力のもと、島根県における公共インフラストラクチャーの整備や防災・減災・災害復興等に係る各種事業に必要な地質系技術者の育成と確保、さらには地質分野及び自然災害分野等における様々な課題の解決に資することを目的とする。

（連携・協力）

第 2 条 協定者は、以下の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）島根県内における技術士、測量士、シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）、地質調査技師等、高度な技量を備えた地質系技術者の育成に関すること
- （2）島根県内における技術士、測量士、RCCM、地質調査技師等、高度な技量を備えた地質系技術者の確保に関すること
- （3）島根県内における地質分野及び自然災害分野等に関係した様々な課題の解決に関すること
- （4）その他前条の目的達成のために協定者が必要と認めること

（連絡調整・協議）

第 3 条 本協定による連携・協力の円滑な推進を図るため、協定者は定期的に連絡調整・協議の場を持つものとする。

（守秘義務）

第 4 条 協定者は、本協定に基づく連携・協力において知り得た情報を、連携・協力上必要な範囲を超えて使用してはならず、事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も有効とする。

（有効期間）

第 5 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の 3 0 日前までに、各協定者いずれからも改定の申入れがないときは、更に 1 年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 本協定の有効期間中であっても、各協定者間で協議のうえ、この協定書を改定することができる。

（その他）

第 6 条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、各協定者間で協議のうえ定めるものとする。

本協定締結の証として本書 3 通を作成し、各協定者が記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 7 年 2 月 1 4 日

国立大学法人島根大学 学長

大谷 浩

一般社団法人島根県測量設計業協会 会長

和田 晶夫

中国地質調査業協会島根県支部 支部長

石倉 昭和